

◆ 主な意見

発 言 者	発 言 内 容
1 開 会 事務局	開催宣言
2 議 事 事務局	(1)「会長及び副会長の選出について」説明。
事務局	会長及び副会長の選出について意見を問う。
岡地，宇山委員	事務局に案はあるのか。
事務局	古川委員の会長就任と尾崎委員の副会長就任を提案
委員一同	異議なし
	互選により会長及び副会長を選出
古川会長	あいさつ
事務局	(2)「平成24年度地域密着型サービス事業者の募集結果及び審査結果について」説明。
岡地委員	認知症対応型共同生活介護について6事業者の応募があったが，2次審査結果では2事業者の選定とされている。これは残り4事業者が基準を満たしていても，優劣によって2事業者が選定された結果なのか。または，別の理由があるのか。
事務局	認知症対応型共同生活介護の公募数は2事業所としている。2次審査の審査方法である「事業計画の安定性・実現性，代表者等の経営理念・能力・適正，立地・周辺環境及び建築内容，事業の実施方針・建築・資金・運営等」についてヒアリングを実施した結果，2事業者が審査項目の基準を超え，残りの4事業所は立地等の条件により，一定の点数に達していない。
小林委員	来年の認知症対応型共同生活介護の公募数は何事業所なのか。
事務局	第5期宇都宮市介護保険事業計画（平成24年～平成26年）の3年合計の整備数は2事業所である。この2事業所を今回の公募で募集したので，平成25，26年の公募は検討していない。

小林委員	選定されなかった事業所が、他の地域密着型サービスの応募に回ることはないのか。
事務局	それぞれの地域密着型サービス施設基準に沿って応募を行っている。応募法人の希望があれば、別の域密着型サービス施設基準に沿って応募することは可能である。
小林委員	市側から、別の域密着型サービス施設に応募するような提案は行わないのか。
事務局	地域密着型特別養護老人ホームに応募するためには、社会福祉法人でなければならぬ要件がある。認知症対応型共同生活介護の2次審査で選定されなかった4事業所は、社会福祉法人でないため応募要件を満たしていない。応募にあたって法人種別の要件がない「認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護」であれば応募することは可能である。
岡地委員	法人Dの純資産比率、負債比率は安定性、安全性が低い結果となっている。また、今後に多額の借入を行う予定である。小規模多機能型居宅介護の経営状況が厳しいとされている中で、法人Dの事業継続性は2次審査で問題ないと判断されたのか。
事務局	法人Dは、既に小規模多機能型居宅介護を5年間運営している。現在の経営は黒字であり、経営状態も上向きである。確かに現在の純資産比率、負債比率の値は良くないが、新たに小規模多機能型居宅介護を運営することで、収支状況の改善が見込まれると判断したため、選定を行った。
渡辺委員	法人Cは、法人Bと比較して床面積が狭い、また2階建となっているが、このような建物の状態で非常災害が発生した場合に安全面等の問題は無いのか。
事務局	建築については、スプリンクラー、自動火災通報装置の設置が義務づけられている。また、建築工事の竣工段階で、市・消防で現場立会確認を行っている。
渡辺委員	利用者の状況によっては、非常災害による被害を受ける可能性が高く、また2階の利用者は、階段等で素早く避難ができるとも限らない。このような状況では、事業者側にも大きなリスクをかかえていると思うが、市はどのように考えているのか。
事務局	実地指導等を通じて、避難訓練の実施など非常災害対策の指導等を行っていく。

岩崎委員	法人Aの図面を見ると、広域型特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームとの併設型であると見受けられるが、このような大規模な施設の場合は、特に地域防災との連動や、避難訓練等の指導を徹底していただきたい。
岡地委員	法人Aの図面には、包括支援センターが設置されるようだが、設置するにあたって問題はないのか。
事務局	問題ない。
岡地委員	法人Cの図面では、エレベーターが設置されるが、車いす対応基準を満たしているのか確認を行うこと。
古川会長	<p>では、平成24年度地域密着型サービス事業者の募集結果及び審査結果について、当委員会の意見として</p> <p>①市は、避難訓練の実施など非常災害対策を十分講じるように指導していくこと。</p> <p>②法人Dの事業継続性について、市が運営内容について注視していくこと。</p> <p>③法人Cのエレベーターが車いす対応基準を満たしているか確認し、指導を行うこと。</p> <p>を市に要望することとしてよろしいか。</p>
委員一同	異議なし
事務局	(3)「地域密着型サービス事業所の指定について」説明。
尾崎委員	今後の各地域密着型サービスの整備予定について説明を求める。
事務局	<p>地域密着型特別養護老人ホームについては、整備計画数の2整備運営法人を満たしていないため、残りの1整備運営法人を今年度中に再公募を行う予定である。</p> <p>認知症対応型共同生活介護については、整備計画数を満たしたので、再公募を行う予定はない。</p> <p>認知症対応型通所介護については、今回の公募にて募集がなく、整備計画数の5整備運営法人を満たしていないため、今年度中に再公募を行う予定である。</p> <p>小規模多機能型居宅介護については、整備計画数の4整備運営法人を満たしていないため、残りの3整備運営法人を今年度中に再公募を行う予定である。</p>
尾崎委員	再公募の募集期間は決定しているのか。

事務局	具体的な募集期間は決定していない。しかし、公募の周知期間を長く設けたいと考えている。再公募により選定された場合には、工事が今年度内に竣工することが厳しいことが想定できるので、次年度への繰越も視野に入れた体制としていきたい。
岡地委員	小規模多機能型居宅介護の「どんぐり亭」について、施設種別を名称に含めることはできなかったのか。
事務局	施設種別を事業所名称に含めなければならない規則はない。また、施設種別をあえて含めない事業所もある。
岡地委員	それは、どのような施設種別なのか。
事務局	認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護事業所で「認知症」の表記等を行っていない事業所がある。
齋藤委員	<p>一部の人は、「認知症」に対する偏見があり、利用者・ご家族側が「認知症」表記のない車で送迎してもらうことを依頼したり、自宅から少し離れたところでの乗降を希望している例もある。</p> <p>事業所名称の件については、利用者側の想いを反映し、あえて施設種別等を名称に含めていないのだと考える。</p>
古川会長	<p>では、地域密着型サービス事業所の指定について、当委員会の意見として</p> <p>①事業所名称については、施設種別を明確にすることが望ましいが、明確にすることで（認知症の表記等）、利用者・ご家族の精神面負担等が発生しないように配慮した指導を行うこと。</p> <p>を市に要望することとします。</p>
委員一同	異議なし
3 その他	
事務局	次回の委員会開催時期について説明。
渡辺委員	各整備運営法人の2次審査結果集計が示されていない。今後は、参考資料として示していただきたい。
事務局	次回、検討させていただく。
小林委員	廃止の検討を行った夜間対応型訪問介護事業所について、次回の委員会にて、その後の状況報告を行うこと。

4 閉会

古川会長

あいさつ

(閉会)

以上